

令和3年 天草市農業委員会第4回総会議事録

令和3年4月27日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村 三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	13番	野中幸廣 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

12番 井島安一 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	原田 真二	係 長	荒木 賢司
係 長	松本 馨	書 記	井上 拓海
書 記	浦川 優也	書 記	濱 朋也

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第22号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第23号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第25号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第6	議第26号	非農地通知書交付申請について
日程第7		報告事項について

閉会

開 議 14 時 00 分

○事務局（原田真二君） ただいまから令和 3 年天草市農業委員会第 4 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。現在、雨不足が懸念されております。時間給水の可能性もございますので、水道等の節水のご協力をお願いします。熊本県のコロナウイルスの警戒レベルが 5 となり、変異種の台頭もあり、先の見えない状況が続いておりますが、農業委員会でも、感染防止対策を徹底していただければと思います。また、5 月に予定されておりました研修会は昨年同様、3 か所に分けて開催したいと思っております。農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さんの参加をお願い致します。非農地判断では、これからも遊休農地や耕作放棄地を農家の方の承諾のうえ、連携をとりながら適切な手続きをとっていただくようよろしくお願い致します。本日は全体で 59 件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（原田真二君） 本日は、12 番井島安一委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5 番山下委員、6 番玉田委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 22 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑 1,027 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した須子郵便局から南へ約 1.0 km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思っております。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。有明町の譲受人は菊池郡菊陽町の譲渡人より、有明町の畑717㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色し須子郵便局から南西へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人より、新和町の田と畑857㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した碓石簡易郵便局から南へ約0.8km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、4番と5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番と5番についてまとめて説明します。4番については本町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 231㎡を売買により取得したいというものです。5番については本町の譲受人は五和町の譲受人より、五和町の畑 730㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から北西へ約 2.0km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 2 ページをご覧ください。6番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 231㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から南西へ約 0.3km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田 756 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した手野郵便局から南東へ約 0.4 km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○5番（山下和弘君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第23号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。この案件は、令和2年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和2年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和3年3月に除外されたものです。転用者は港町の法人で、志柿町の畑 2,647 m²を植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧志柿小学校から南東へ約 2.2 km、青色で着色した天草オレンジラインの北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しく、山林として管理したいため、杉を 110 本植林する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林されており、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。転用者は東京都の個人で、南新町の畑399㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡運動公園から西へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。都市利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込まれるため、貸駐車場40台として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されており、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑2368㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色に着色した碓石簡易郵便局から南東へ約0.7km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地としての管理が難しく、山林として管理したいため、杉100本を植林する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、

不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林されているため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。この案件は、令和2年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和2年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和3年3月に除外されたものです。転用者は新和町の個人で、新和町の田410㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した碓石簡易郵便局から北へ約0.4km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、経営する会社の駐車場が手狭で不便なため、貸駐車場12台として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（中村三千人君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。この案件は、令和2年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和2年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和3年3月に除外されたものです。転用者は五和町の個人で、五和町の田と畑716.89㎡を倉庫・作業場・駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧五和西中学校から北西へ約0.4km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、経営する会社の資材を保管するための倉庫が必要なため、倉庫1棟、駐車場5台、通路、作業場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に整地されているため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番(山下和弘君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 6番について説明します。転用者は大阪府の個人で、天草町の畑644㎡を植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色に着色した天草市役所天草支所から北西へ約0.5km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、遠方に住んでいるため、農地としての管理が難しく、山林として管理したいため、杉を50本植林する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林されているため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（松下敏明君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 24 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 5 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は熊本市北区の個人で、亀場町の畑 397 ㎡を贈与により取得し、貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草自動車学校から西へ約 0.1km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。都市利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込まれるため、貸駐車場 14 台、通路として整備し利用する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9 番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番について事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2 番について説明します。この案件は、令和 2 年 10 月に農用地区域からの除外申請があり、令和 2 年天草市農業委員会第 11 回総会において許可見込みありと判断され、令和 3 年 3 月に除外されたものです。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 417 ㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。

申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約1.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場1台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。この案件は、令和2年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和2年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和3年3月に除外されたものです。転用者は佐伊津町の個人で、志柿町の畑434㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約1.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場1台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 4番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑362㎡に使用貸借権を設定して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北西へ約0.2km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場4台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に空き家が建っており、譲渡人から始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○9番(富崎ますみ君) 9番富崎です。申請地に隣接している土地に宅地と書いてありますが、こちらは宅地なのでしょうか。

○事務局(浦川優也君) こちらは農地となっております。宅地にあたるのは青色で包囲したところです。

○9番(富崎ますみ君) 分かりました。

○議長(本田実君) 他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の6ページをご覧ください。5番について説明します。この案件は、令和2年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和2年天草市農業委員会第

11 回総会において許可見込みありと判断され、令和 3 年 3 月に除外されたものです。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の田 714 m²に賃貸借権を設定して、太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳郵便局から南西へ約 0.1km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して売電収入を得たいため、太陽光パネル 170 枚として整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11 番（山並彰一郎君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 25 号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 議第 25 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 7 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 25 件、再設定が 10 件、合計 35 件で、筆数 67 筆、総面積が 88,279 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 6 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

○4 番（松下敏明君） 4 番松下です。利用権の新規設定の計画の中に天草市との設定がありますが、天草市が農地を持つことは可能なのでしょうか。

○事務局（井上拓海君） 天草市が農地を持つことは可能です。

○4 番（松下敏明君） 分かりました。ただ、天草市が農地を持っている状態のままでいいの

でしょうか。地目を変えないといけないのではないのですか。

○事務局（井上拓海君） 事務局で調べまして、5月総会で説明したいと思います。

○4番（松下敏明君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、議第26号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が1件、牛深地域が1件、有明地域が3件、天草地域が1件、合計6件です。筆数は全体で11筆、面積は9373㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の7ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を資料②の27ページの現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番・2番の地図です。黄色で着色した天草広域連合から北西へ約0.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が3番の地図です。黄色で着色した牛深小学校から南東へ約2.3kmのところでは、次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が4番の地図です。黄色で着色した天草市役所明支所から南西へ約1.5kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が5番・6番の地図です。黄色に着色した上津浦郵便局から北へ約0.5kmのところでは、次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が7番・8番の地図です。黄色に着色した上津浦郵便局から北へ約0.6kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が9番から11番の地図です。黄色で着色した天草市役所天草支所から北へ約0.4kmと約0.2kmのところになります。次が9番の航空写真です。次が10番と11番の航空写真です。次に現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番・2番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 3番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 4番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 5番・6番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 7番・8番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 9番から11番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の28ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係の許可不要転用届は、1件。農業用倉庫を建てたいというものでした。第5条関係の許可不要転用届は、2件。どちらも携帯電話の鉄塔を建設するというものでした。以上です。

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、令和3年天草市農業委員会第4回総会を閉会致します。

15時30分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 木田 良

署名委員 玉田 秀敏

署名委員 山下 和弘

